

消 防 広 第 195 号

平成 24 年 11 月 28 日

各都道府県知事
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 長 官



緊急消防援助隊運用要綱の一部改正について（通知）

東日本大震災における緊急消防援助隊の活動経験等を踏まえ、緊急消防援助隊運用要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、改正内容をご理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

「緊急消防援助隊運用要綱」改正概要

○改正概要

緊急消防援助隊の出動に係る長官の要請範囲及び関係手続についての文言の整理。

○主な改正点

- 1 複数の都道府県において震度 6 弱以上の地震災害が発生した場合等の多くの都道府県隊の出動が必要と判断する場合には、「出動準備都道府県隊を含めて第一次出動都道府県隊」とすることを追加したこと。(第 7 条第 5 項)
- 2 消防組織法第 44 条第 2 項に基づく措置要請後の通知について明記するとともに、これに係る様式を追加したこと。(第 8 条及び別記様式 2-3)
- 3 出動可能隊数の報告を求める対象を明確にするとともに、東海地震等の場合において定められている「連絡調整担当消防機関」を廃止したこと。(第 10 条)
- 4 指揮支援(部)隊長及び都道府県隊長は「活動日報」を作成及び報告することを追加したこと。(第 21 条第 3 項及び別記様式 6-2)

緊急消防援助隊運用要綱

	平成16年	3月26日	消防震第19号
改正	平成17年	3月30日	消防震第14号(い)
改正	平成18年	2月14日	消防応第15号(ろ)
改正	平成18年	6月22日	消防応第94号(は)
改正	平成20年	7月2日	消防応第109号(に)
改正	平成20年	8月27日	消防応第152号(ほ)
改正	平成24年	11月28日	消防広第195号(へ)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、現地消防本部の指揮所をいう。(へ)
- (4) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

- (8) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (9) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (10) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (11) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第30条第3項）の属する都道府県をいう。（は）
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。（い）（に）
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。（に）

第2章 応援等実施計画

（応援等実施計画）

第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊の編成
- (2) 出動体制
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。（に）

4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県隊の編成
- (2) 都道府県隊の集結場所
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

5 都道府県知事は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見

の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。

3 都道府県隊の編成は、次の例によるものとする。

(1) 都道府県隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。

(3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ) 各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。

(4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。

(6) 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。

(2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。

(3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において、長官が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)。

2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知

事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、長官に対して要請するものとする（別記様式 1 - 2）。

（消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等）

第 7 条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。

2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第 4 4 条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 2 - 1 又は 2 - 2）。また、災害情報の収集及び緊急消防援助隊の活動調整にあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする。（は）（に）

3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第 4 4 条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 2 - 1 又は 2 - 2）。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第 1 1 条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、部隊配備を行うものとする。（は）（に）（へ）

4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。

5 長官は、複数の都道府県において震度 6 弱（政令市等については震度 5 強）以上の地震災害が発生した場合又は複数の都道府県において大規模災害若しくは特殊災害が発生した場合その他多くの都道府県隊の出動が必要と判断する場合には、災害発生都道府県ごとの全ての第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成 1 5 年消防震第 6 3 号）、首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成 1 5 年消防震第 6 3 号）及び東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成 1 9 年消防応第 6 4 号）の対象となる地震が発生した場合は、この限りでない。（へ）

6 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、第 1 1 条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。（に）（へ）

（応援を要求した旨の通知）（へ）

第 8 条 長官は、法第 4 4 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は第 5 項の規定により必要な措置をとることを求め又は指示をした場合には、受援都道府県の知事に対してその旨を通知するものとする（別記様式 2 - 3）。

（部隊の出動等）

第 9 条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊

急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては、代表消防機関代行。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所及び集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第10条 第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に該当する都道府県に属する登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、当該消防機関は、直ちに出動可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式3-3）、当該都道府県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式3-2）。（へ）

- 2 消防庁は、災害の規模等に照らし必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県に対して、出動の準備及び出動可能隊数の報告を求めるものとする（別記様式3-1）。この場合において、当該応援都道府県に属する登録市町村の消防機関は、速やかに出動可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし、当該都道府県は、速やかに都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする。（へ）
- 3 前二項に規定する場合のほか、都道府県は、災害の規模等に照らし必要と認めるときは、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めがない場合であっても、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。（へ）

（消防応援活動調整本部の設置）

第11条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。（に）

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。（に）
- 3 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。（に）
 - （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員（に）
 - （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行（に）
 - （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員（に）

- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長(に)
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。(に)
- 5 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。(に)
- (1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。(に)
- (2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。(に)
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)(に)
- (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。(に)
- (5) その他必要な事項に関すること。(に)
- 6 消防応援活動調整本部長(以下「調整本部長」という。)は、法第44条の2第8項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。(に)
- 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ)(に)
- 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。(に)
- 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。(に)
- 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。(に)

(後方支援本部の設置)

- 第12条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。(に)

(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)

- 第13条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)
- (1) 都道府県隊の集結場所
- 代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。
- なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下（２）及び（３）について同じ）。（い）（ろ）（は）（に）

（２）受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。（い）

（３）都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。（い）（に）

（４）進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。（い）（に）

イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。（い）（に）

ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。（に）

第４章 部隊移動

（部隊移動の基本）（に）

第１４条 法第４４条及び法第４４条の３の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点等を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

（１）地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合

（２）市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

（３）東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合

２ 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。

ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

（長官の求め又は指示による部隊移動）（に）

第１５条 法第４４条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

（１）長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移動に

関する意見を聴くものとする（別記様式 4-1）。

- (2) 長官は、前号と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式 4-1）。
- (3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 4-2）。
- (4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊急消防援助隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 4-3）。
- (5) 長官は、前 3 号及び 4 号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 4-4 又は 4-5）。
- (6) 長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする（別記様式 4-6）。

（都道府県知事の指示による部隊移動）（に）

第 16 条 法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2) 調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 4-7）。
- (4) 前号の指示については、第 18 条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。（へ）
- (5) 都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式 4-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該市長村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 4-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 5 章 応援等指揮活動

（指揮体制）

第 17 条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第 47 条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第 48 条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）

- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 18 条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長（以下「指揮支援本部長」という。）とする。

ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）（へ）

- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - （1）指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - （2）関係機関との連絡調整に関すること。
 - （3）調整本部への連絡に関すること。（い）（に）
 - （4）その他必要な事項に関すること。
- 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（現場到着及び都道府県隊本部の設置）

第 19 条 都道府県隊長は、現場到着したときは、速やかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び指揮支援本部長に報告し、次の事項について確認するものとする。（い）（へ）

- （1）災害状況
- （2）活動方針
- （3）活動地域及び任務
- （4）都道府県隊本部を設置する場合はその位置
- （5）使用無線系統
- （6）地水利状況
- （7）その他活動上必要な事項

- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。
- 3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。
 - （1）指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。

(2) 都道府県隊の後方支援に關すること。

(3) その他必要な事項に關すること。

4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼稱する。

(情報提供等) (い)

第20条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式5「緊急消防援助隊連絡体制表」等により情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。(に) (へ)

(活動報告等) (い)

第21条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。(に)

2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊連絡体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、報告するものとする。

3 都道府県隊長は、部隊規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報を作成し、指揮支援本部長を経由し指揮支援部隊長(調整本部)へ報告するものとする(別記様式6-2)。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、報告書を取りまとめ消防庁へ報告するものとする。(へ)

(通信連絡体制等)

第22条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次により行うものとする。

(1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。(に)

(2) 指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。(に)

(3) 被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。(ろ)

(4) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合、上記(3)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。(ろ)

(5) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、次により行うものとする。(ろ)

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。(に)

ア 応援要請を行う場合

- イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合（に）

（活動終了等）

第 2 3 条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。（い）

- （1）緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- （2）活動中の異常の有無
- （3）隊員の負傷の有無
- （4）車両、資機材等の損傷の有無
- （5）その他必要な事項

2 指揮支援本部長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。（い）（へ）

3 指揮支援本部長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前 1 項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。（い）（に）（へ）

（帰署（所）報告）

第 2 4 条 部隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。

第 6 章 受援計画

（受援計画）

第 2 5 条 都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。（い）

2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。

- （1）調整本部の運営体制（い）（に）
- （2）情報提供体制
- （3）進出拠点及び当該拠点への連絡体制（い）
- （4）被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- （5）ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- （6）その他必要な事項

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- （1）当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
- （2）地域防災計画の内容と整合を図ること。

第 7 章 報告

(計画の報告)

第 26 条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出場準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

第 27 条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に、次の事項を報告するものとする(別記様式 6-1)。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

第 8 章 その他

(医師等との連携)

第 28 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第 29 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 30 条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

第 3 1 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 5 3 条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

第 3 2 条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。

2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。

3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第 3 3 条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

消防庁長官 殿

〇〇〇都道府県知事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する隊数を記入する。)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊 (ヘリ)			C 災 害 対 応 隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	指 定 な し	/	特殊 装 備 部 隊	密閉空間火災等対応隊	
		遠 距 離 大 量 送 水 隊			
			そ の 他 の 部 隊		
応援部隊の進出拠点・被災地への到達ルート	決定 (添付書類 部) ・ 未決定				
指揮体制及び無線運用体制	決定 (添付書類 部) ・ 未決定				
その他の情報 (必要資機材・装備等)					
その他の添付書類					
連 絡 責 任 者	都道府県名	担当課	職	氏 名	
	消防防災無線電話 : -		NTT回線電話 : -		-
消防防災無線FAX : -		NTT回線FAX : -		-	

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

〇〇〇都道府県知事
消 防 庁 長 官 } 殿

〇 〇 〇 市 町 村 長

緊急消防援助隊の応援要請について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請を行います。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃			
災 害 発 生 場 所				
災 害 の 種 別 ・ 状 況				
人 的 ・ 物 的 被 害 の 状 況				
応 援 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分			
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する隊数を記入する。)	部 隊 種 別			
	消 火 部 隊		特殊災害部隊	毒 劇 物 等 対 応 隊
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊
	航 空 部 隊 (ヘリ)			C 災 害 対 応 隊
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊
	指 定 な し	/	特殊装備部隊	密閉空間火災等対応隊
		遠距離大量送水隊		
			その他の部隊	
そ の 他 の 情 報 (必要資機材・装備等)				
連 絡 責 任 者	市町村名	担当課	職	氏 名
	消防防災無線電話 : —	消防防災無線FAX : —	NTT回線電話 : —	NTT回線FAX : —

緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の求め

平成 年 月 日 時 分頃 都 ・ 道 府 ・ 県

において発生した _____ 災害について、当該被災地の知事から応援等の要請(がありましたので ・ はありませんが緊急を要するので)、消防組織法第44条(第1項 ・ 第2項 ・ 第4項)の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1 応援先市区町村及び進出拠点

① 応援先市区町村

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 進出拠点

③ 災害の状況

2 出動を求める部隊及び任務等

① 都道府県隊 ・ 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

問い合わせ先	： 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	： 90-49013	NTT回線電話	： 03-5253-7527
消防防災無線FAX	： 90-49033	NTT回線FAX	： 03-5253-7552

緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の指示

平成 年 月 日 時 分頃 都・道
府・県

において発生した _____ 災害について、

(著しい被害が生じているので、
 (N災害 ・ B災害 ・ C災害) に対処するために特別な必要があるので、)

消防組織法第44条第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を指示します。

1 応援先市区町村及び進出拠点

① 応援先市区町村

_____ 都・道 市・区
府・県 _____ 町・村

② 進出拠点

③ 災害の状況

2 出動を指示する部隊及び任務等

① 都道府県隊 ・ 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 出動を指示した日時 平成 年 月 日 時 分

4 その他 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

問い合わせ先	： 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	： 90-49013	NTT回線電話	： 03-5253-7527
消防防災無線FAX	： 90-49033	NTT回線FAX	： 03-5253-7552

緊急消防援助隊緊急連絡

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の応援決定通知

平成 年 月 日 時 分頃

都 ・ 道
 府 ・ 県

において発生した _____ 災害について、
当該被災地の知事から応援等の要請(がありましたので ・ はありませんが緊急を要するので)、
消防組織法第44条(第1項 ・ 第2項 ・ 第4項 ・ 第5項)の規定に基づき、次のとおり
緊急消防援助隊の出動を(求めました。 ・ 指示しました。)

求めた

- 1 出動を 指示した 日時 _____ 平成 年 月 日 時 分
- 2 応援計画に基づき、緊急消防援助隊の受け入れ態勢を整えてください。
- 3 応援都道府県隊等 別添のとおり。

問い合わせ先	： 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	： 90-49013	NTT回線電話	： 03-5253-7527
消防防災無線FAX	： 90-49033	NTT回線FAX	： 03-5253-7552

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告の求め

文書番号

平成 年 月 日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分頃

都 ・ 道
 府 ・ 県

において、 _____ が発生し、
大きな被害が出たおそれがあります。

ついては、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県の出動可能隊数を至急把握し、別記様式3-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示が行われた場合、迅速に出動できるように各部隊の出動の準備をお願いします。

1 出動を求める又は指示する可能性がある部隊(○印のついた部隊)

部隊種別	指定
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	指定
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

2 連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	90-49013	NTT回線電話	03-5253-7527
消防防災無線FAX	90-49033	NTT回線FAX	03-5253-7552

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇〇都道府県

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

(災害名) _____

部隊種別	隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援部隊				
都道府県隊指揮隊				
消火部隊				
救助部隊				
救急部隊				
後方支援部隊				
航空部隊(ヘリ)				
水上部隊				
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊			
	大規模危険物火災等対応隊			
	密閉空間火災等対応隊			
特殊 装備 部隊	水難救助隊			
	遠距離大量送水隊			
	消防活動二輪隊			
	震災対応特殊車両隊			
	その他の特殊な装備隊			
合 計				

連絡担当課 : _____

連絡責任者職氏名 : _____

消防防災無線電話 : _____

NTT回線電話 : _____

消防防災無線FAX : _____

NTT回線FAX : _____

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
 代表消防機関消防長 }

〇〇〇消防本部(局)

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

(災害名) _____

部隊種別		隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援部隊					
都道府県隊指揮隊					
消火部隊					
救助部隊					
救急部隊					
後方支援部隊					
航空部隊(ヘリ)					
水上部隊					
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊				
	大規模危険物火災等対応隊				
	密閉空間火災等対応隊				
特殊 装備 部隊	水難救助隊				
	遠距離大量送水隊				
	消防活動二輪隊				
	震災対応特殊車両隊				
	その他の特殊な装備隊				
合 計					

連絡担当課 : _____

連絡責任者職氏名 : _____

消防防災無線電話 : _____ NTT回線電話 : _____

消防防災無線FAX : _____ NTT回線FAX : _____

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動に関する意見(照会)

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 部隊移動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊
 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

問い合わせ先 : 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)
 消防防災無線電話 : 90-49013 NTT回線電話 : 03-5253-7527
 消防防災無線FAX : 90-49033 NTT回線FAX : 03-5253-7552

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿
(緊急消防援助隊行動都道府県知事経由)

〇〇〇市町村長

緊急消防援助隊の部隊移動に関する意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

〇〇〇都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動に関する意見(回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

緊急消防援助隊部隊移動

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の求め

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり部隊移動を求めます。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 部隊移動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊
 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

問い合わせ先	: 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	: 90-49013	NTT回線電話	: 03-5253-7527
消防防災無線FAX	: 90-49033	NTT回線FAX	: 03-5253-7552

緊急消防援助隊部隊移動

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり部隊移動を指示します。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 部隊移動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

2 部隊移動を指示する部隊

① 都道府県隊
 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を指示した日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先	: 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	: 90-49013	NTT回線電話	: 03-5253-7527
消防防災無線FAX	: 90-49033	NTT回線FAX	: 03-5253-7552

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(消防応援活動調整本部経由)

消 防 庁 長 官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり部隊移動の(求め ・ 指示)を行いましたので、連絡します。

1 部隊移動先

① 現在の出勤先

_____ 都 ・ 道 _____ 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 部隊移動先

_____ 都 ・ 道 _____ 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

2 部隊移動を求めた又は指示した部隊

① 都道府県隊
 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を

求めた又は指示した日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先	: 消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	: 90-49013	NTT回線電話	: 03-5253-7527
消防防災無線FAX	: 90-49033	NTT回線FAX	: 03-5253-7552

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県隊長 殿
(緊急消防援助隊指揮支援本部経由)

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴管理下の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、次のとおり部隊移動を指示します。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

都 ・ 道
 府 ・ 県
 市 ・ 区
 町 ・ 村

② 部隊移動先

都 ・ 道
 府 ・ 県
 市 ・ 区
 町 ・ 村

2 部隊移動を指示する部隊

① 都道府県隊
 消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を指示した日時 平成 年 月 日 時 分

連絡担当課 : _____

連絡責任者職氏名 : _____

消防防災無線電話 : _____ NTT回線電話 : _____

消防防災無線FAX : _____ NTT回線FAX : _____

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、次のとおり指示を行いましたので、通知します。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

② 部隊移動先

_____ 都 ・ 道 市 ・ 区
 府 ・ 県 _____ 町 ・ 村

2 部隊移動を指示した部隊

① 都道府県隊

消防本部 (_____)

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を指示した日時

平成 年 月 日 時 分

連絡担当課 : _____

連絡責任者職氏名 : _____

消防防災無線電話 : _____

NTT回線電話 : _____

消防防災無線FAX : _____

NTT回線FAX : _____

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

 都道府県知事 } 殿
 市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属の緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3の規定に基づき、受援都道府県知事から次のとおり部隊移動の指示が行われましたので、通知します。

1 部隊移動先

① 現在の出動先

都 ・ 道
 府 ・ 県
 市 ・ 区
 町 ・ 村

② 部隊移動先

都 ・ 道
 府 ・ 県
 市 ・ 区
 町 ・ 村

2 部隊移動を指示した部隊

① 都道府県隊
 消防本部 ()

② 部隊種別及び隊数

部隊種別	隊数
指揮支援部隊	
都道府県隊指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援部隊	
航空部隊(ヘリ)	
水上部隊	

	部隊種別	隊数
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	
	大規模危険物火災等対応隊	
	密閉空間火災等対応隊	
特殊装備部隊	水難救助隊	
	遠距離大量送水隊	
	消防活動二輪隊	
	震災対応特殊車両隊	
	その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を指示した日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班(陸上)		
消防防災無線電話	90-49013	NTT回線電話	03-5253-7527
消防防災無線FAX	90-49033	NTT回線FAX	03-5253-7552

〇〇都道府県

〇〇〇〇〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 () 時 分現在第 版

〇〇〇都道府県災害対策本部			
〇〇〇都道府県庁	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
〇〇〇都道府県航空運用調整班			
消防防災航空隊	職	氏名	TEL: 000-0000-0000
〇〇都道府県警	職	氏名	
自衛隊	職	氏名	
海上保安庁	職	氏名	
〇〇〇都道府県消防応援活動調整本部			
本部長	職	氏名	TEL: 000-0000-0000
副本部長	職	氏名	
副副本部長	職	氏名	
構成員	職	氏名	
構成員	職	氏名	
指揮支援部隊長	〇〇〇消防局(庁)	氏名	TEL: 000-0000-0000
代表消防本部	〇〇〇消防局(本部)	氏名	TEL: 000-0000-0000
〇〇〇消防本部(局)直通	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	

消防庁災害対策本部(消防防災・危機管理センター)			
緊急消防援助隊関係 (広域応援班:陸上・航空)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
災害情報関係 (情報集約班)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
消防庁現地派遣員	職	氏名	TEL: 000-0000-0000
派遣場所	職	氏名	TEL: 000-0000-0000
派遣場所	職	氏名	TEL: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県ヘリベース(HB)			
航空隊基地等	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
HB指揮者	職	氏名	TEL: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県フォワードベース(FB)			
開設場所	〇〇〇HP (〇〇場外)		
開設時間	: ~ :		
FB指揮者	所属	職	TEL: 000-0000-0000
	氏名		
地上支援隊	所属	職	TEL: 000-0000-0000
	氏名		

〇〇〇市町村災害対策本部			
〇〇〇市役所(町村役場)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
〇〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部			
〇〇〇消防局(本部)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
指揮支援隊長	〇〇〇消防局(庁)	氏名	TEL: 000-0000-0000

〇〇〇市町村災害対策本部			
〇〇〇市役所(町村役場)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
〇〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部			
〇〇〇消防局(本部)	NTT回線電話	TEL: 000-000-0000	FAX: 000-000-0000
	消防防災無線	TEL: 00-0000	FAX: 00-0000
	地域衛星回線	TEL: 000-000-0000	
指揮支援隊長	〇〇〇消防局(庁)	氏名	TEL: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県隊	
〇〇〇都道府県隊長	〇〇〇消防局(本部)
氏名	TEL: 000-0000-0000
後方支援本部	
TEL: 000-0000-0000	FAX: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県隊	
〇〇〇都道府県隊長	〇〇〇消防局(本部)
氏名	TEL: 000-0000-0000
後方支援本部	
TEL: 000-0000-0000	FAX: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県隊	
〇〇〇都道府県隊長	〇〇〇消防局(本部)
氏名	TEL: 000-0000-0000
後方支援本部	
TEL: 000-0000-0000	FAX: 000-0000-0000

〇〇〇都道府県隊	
〇〇〇都道府県隊長	〇〇〇消防局(本部)
氏名	TEL: 000-0000-0000
後方支援本部	
TEL: 000-0000-0000	FAX: 000-0000-0000

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	隊数合計
隊数							

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	隊数合計
隊数							

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	隊数合計
隊数							

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	隊数合計
隊数							

都道府県内消防相互応援隊

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

都道府県内消防相互応援隊

県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊	特殊装備部隊	航空部隊	隊数合計
隊数								

緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名					
消防本部名					
災 害 名					
出動先市区町村					
出動の求め又は指示を受けた日時	年	月	日	時	分
出動した期間	出動日時	年	月	日	時 分
	帰署(所)日時	年	月	日	時 分
	期 間	日 間			
出 動 の 状 況	部隊種別	隊数	車両等		隊員数
	指揮支援部隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	都道府県隊指揮隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	消火部隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人
			水槽付消防ポンプ自動車	台	
			化学消防ポンプ自動車	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救助部隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人
			救助工作車Ⅲ型	台	
			救助工作車Ⅳ型	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救急部隊	隊	高規格救急車	台	人
			上記以外の救急車	台	
			計	台	
後方支援部隊	隊	支援車	台	人	
		支援車Ⅱ型	台		
		その他の車両	台		
		計	台		

出動の状況	部隊種別		隊数	車両等		隊員数
		航空部隊	隊	ヘリコプター うちヘリテレ有り うち消火タンク有り	機 機 機	人
	水上部隊	隊	消防艇	艇	人	
	特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	特殊車両	台	人	
			その他の車両	台		
		大規模危険物 火災等対応隊	隊	大型化学車	台	人
				大型高所放水車	台	
				泡原液搬送車	台	
				屈折放水塔車	台	
		耐熱装甲型救助活動車	台			
	密閉空間火災等対応隊	隊	高発泡車	台	人	
	計	隊	計	台	人	
	特殊装備部隊	遠距離大量送水隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台	人	
			ホース延長車	台		
		消防活動二輪隊	隊	自動二輪車	台	人
		震災対応特殊車両隊	隊	震災工作車	台	人
		水難救助隊	隊	水難救助車	台	人
				その他の車両	台	
				救助艇	艇	
		その他の 特殊装備隊	隊	はしご自動車	台	人
				屈折はしご自動車	台	
				電源車・照明車	台	
	大型水槽車			台		
	空気ボンベ充填車			台		
	消火ロボット等	台				
	計	隊	計	台	人	
	合 計	隊	車両	台	人	
			延べ	台		
			ヘリコプター	機		延べ
			延べ	機		
	消防艇	艇	人			
	延べ	艇				

※ 延べ人数は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。
 ※ 延べ台数等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

2 活動の状況

現地到着日時	年	月	日	時	分	
現地を離れた日時	年	月	日	時	分	
<p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動日時 ・ 活動場所 ・ 活動隊数 ・ 活動人数 ・ 活動概要 等 						
傷病者の状況	消火・救助部隊等の救出人員					人
	救急部隊の搬送人員(※傷病程度は、隊長判断による。)				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
活動中の異常の有無						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						
その他特記事項						

別記様式6-2

消防庁長官 殿

(消防応援活動調整本部経由)

〇〇〇都道府県隊長

緊急消防援助隊活動報告(日報)

報告日時	平成 年 月 日() 時 分現在					
災害名						
出動先市区町村						
出動部隊の状況	部隊種別	隊数	隊員数	部隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援部隊	隊	人	特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	隊 人
	都道府県隊指揮隊	隊	人		大規模危険物火災等対応隊	隊 人
	消火部隊	隊	人		密閉空間火災等対応隊	隊 人
	救助部隊	隊	人	特殊装備部隊	遠距離大量送水隊	隊 人
	救急部隊	隊	人		消防活動二輪隊	隊 人
	後方支援部隊	隊	人		震災対応特殊車両隊	隊 人
	(航空部隊)	隊	人		水難救助隊	隊 人
	水上部隊	隊	人		その他の特殊装備隊	隊 人
	部隊合計					隊
傷病者の状況	消火・救助部隊等の救出人員					
	生存	人	死亡	人	合計	人
	救急部隊の搬送人員(傷病程度は、隊長判断による。)				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
活動時間	時 分 ~ 時 分					
活動場所						
主な活動内容 (活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載)						
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動概要					
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	車両・資機材の損傷	有・無	
報告者	都道府県隊名				階級	
	消防本部名				氏名	